

サイバーセキュリティ取組方針

真岡信用組合は、サイバーセキュリティリスクへの対応が重要な経営課題であると認識し、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）、サイバーセキュリティ経営ガイドライン（経済産業省）、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令等を遵守し、その継続的な態勢整備に努めます。

1. 経営陣が自らリーダーシップを発揮し対策を推進します。
2. 業務委託先を含めたサイバーセキュリティ対策の整備に努めます。
3. サイバーセキュリティ対策にかかる情報連携・情報開示に努めます。

2021年 1月

真岡信用組合